



伯地環第609-2号
平成30年3月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

伯耆町長 森安 保



(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

平成30年2月26日付第201700284093号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 総括的事項

本事業の実施に当たって、現在は合同会社 NWE-09 インベストメント (以下、「事業者」という。) が、環境影響評価法に基づき、先行して環境影響評価に関する手続きを進められておられるところです。

これは法律に定められた手順であり、やむを得ないと理解しますが、対象事業実施区域周辺の住民及び土地所有者等の関係者 (以下、「関係者」という。) にとっては、具体的な事業計画が示されない中で、事務的に環境影響評価に関する手続きだけが進んでいる状態です。町としては、事業の実施にあたっては関係者の同意を第一と考えておりますが、現段階では、関係者がこの事業に関して判断をする材料があまりにも不足しています。

については、早急に計画熟度を高め、関係者に対して事業及びそれに伴う環境影響に関する情報を提供すること、また、その手法については、関係者が十分な理解を得られるよう集落単位での説明会の開催や意見聴取を実施することを強く要望します。あわせて、対象事業実施区域及びその周辺には学校、医療機関、福祉施設等が存在しており、これらに対する説明及び意見聴取についても配慮していただきたい。

2. 個別的事項

(1) 対象事業実施区域周辺には野上川、須鎌川、藤屋川などが存在し、農業用水としても取水されているほか、福岡水源等の水道水源も存在しています。

事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源等に影響を及ぼすことのないよう、適切な環境影響評価を実施すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺には多数の文化財が存在しているほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、事業箇所の検討段階においてあらかじめ教育委員会と協議すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺には、農地が多数存在しているため風力発電施設等の建設において、農地の利用を行う場合等は検討段階において農業委員会に協議を行うとともに、必要な諸手続きを行うこと。
- (4) 変電所の予定地については、土地所有者と町との間で開発協定を締結しています。変電所建設にあたっては、事業者と本町との間で伯耆町開発指導要綱に基づく協議及び開発協定の締結が必要となる場合がありますので、あらかじめ土地利用について協議を行うこと。
また、変電所から発生する排水、騒音等についても環境影響評価を行うこと。
- (5) 工事用道路に関して、大型部品の搬入ルート及び工事関係車両の走行ルートについて未定となっているが、国県道から風力発電機建設場所までの間については、既存町道等を使用することが想定されます。道路路面の破損の他、箇所によっては橋梁の耐荷重等についても検討が必要となるため、あらかじめ協議を行うこと。